

# 平成30年度 第1回 熊本市公民館運営審議会

## 会議録

【開催日時】平成30年7月13日(金) 10:00～12:00

【開催場所】熊本市西部公民館 ホール

### 【出席者】

#### 公民館運営審議会委員

都竹 茂樹 委員  
山西 裕美 委員  
山城 千秋 委員  
小山 恵子 委員  
加藤 貴司 委員  
戸野口 庄子 委員  
日高 加寿美 委員  
山田 はる美 委員  
山口 温代 委員  
大村 景子 委員  
坂梨 重光 委員  
山田 裕一 委員

以上12人

#### 《欠席者》

諏訪園 勉 委員  
上島 和美 委員  
稲田 憲生 委員

以上3人

#### 事務局

・生涯学習課長 渡部 秀和

#### (公民館関係)

・中央区五福公民館 田尻館長  
・ " 大江公民館 澤田館長  
・東区 託麻公民館 北里館長  
・ " 秋津公民館 小島館長  
・ " 東部公民館 村上館長  
・西区 西部公民館 松永館長  
・ " 河内公民館 今井館長  
・ " 花園公民館 田中館長  
・南区 富合公民館 黒木館長  
・ " 飽田公民館 田邊館長  
・ " 天明公民館 緒方館長  
・ " 幸田公民館 山田館長  
・ " 城南公民館 和田館長  
・ " 南部公民館 菊地館長  
・北区 植木公民館 嶋村館長  
・ " 北部公民館 和田館長  
・ " 清水公民館 田端館長  
・ " 龍田公民館 福田館長

#### (事務局)

・川口社会教育主事(生涯学習課)  
・西主幹兼主査( " )  
・松本主幹兼主査( " )  
・大森主任主事( " )  
・増田主事( " )

以上24人

### 【会議資料】

- ・平成30年度 第1回公民館運営審議会資料
- ・報告案件資料(白川公園内複合施設整備事業関係)
- ・参考資料(関係法令等)

発言者	発言要旨
	【開会】
	【新任委員への委嘱状交付】
	【委員及び職員紹介】
事務局	【挨拶】
	【議事】平成29年度 事業報告について
事務局	平成29年度 事業報告について 公民館利用状況の説明
事務局	平成29年度 事業報告について 事業概要等の説明
委員	今年度からの方針に、「障害をもった」という文言を入れることが難しかったのかどうかを確認したい。障がいを啓発するイベントを、私自身が企画したり、運営したりする機会を、公民館関係者や生涯学習課が確保していただけないかどうか。「障害者差別解消法」も制定されているので、明確に教えてほしい。
事務局	生涯学習の重点事業として、公民館講座の充実という大きなくくりの中で人権を意識した講座の実施という考え方になっており、一般的な人権となると障がい者、女性、妊産婦などの幅広い内容が人権という言葉のなかに含まれているので、この部分について人権を意識した講座の実施というところが広義の考え方ではないかという認識がある。そのなかでも、障がいをもった方々に対する学習の機会の提供について、「障害者差別解消法」にも規定されているので、(重点項目の)文言における人権の定義は変わらないまでも、今後、各講座のなかで検討していきたい。
委員	公民館運営審議会のなかで、障がい団体の委員を構成することはできないだろうか。
事務局	公民館運営審議会の任期が2年ということと、条例や要綱などで設置しているので、要綱の改善なども含めたうえで対応していきたい。
委員	まちづくりにおいて、目指すものは何か。まちづくりと地域担当職員がどう関係にあるのか聞きたい。
事務局	平成29年の4月からまちづくりセンターというのが市内17箇所に配置されセンターの中にまちづくり班の地域担当者を49人配置した。配置した目的は、地域の実状やニーズを職員が把握し、その内容に基づいたうえで、人材育成を行うこと、公民館と連携した対応をとることである。
委員	公民館の運営とは関係はないのか。
事務局	公民館の運営に全く関係が無いのではなく、地域担当職員は、公民館の果たす使命と重なっている部分がある。
委員	家庭教育学級に入級していない保護者への講演会の実施などは今後も必要であるという内容について、どういう主旨なのか。資料の6ページを見ると中学生の公民館利用者が増えているようになっているがどうか。

事務局	家庭教育学級の開設数や入級者を増やすことに取り組んできたが、様々な事情で開設が難しい場合もあり、入級していない方を対象に、学校と連携しながら家庭教育支援に関する講演会等をやっという営みである。中学生の増加については、中学2年生で職場体験(ナイスライ事業)を各学校で行うため、その事前のマナー研修をおでかけ公民館講座として実施していることが挙げられる。その他、人権教育指導室と公民館が行っているハートフル講演会は、中学校からの要望があり、受講者が増えている要因である。
委員	小学生対象の講座が多くあり、子どもたちが喜んでいるという話を聞いている。私は、毎年3月に、子ども会の役員の講習会を各公民館で開いている。役員の悩み、苦しみ、色々な話を分かち合って一年間の子ども会活動に役立ててもらっている。今年は東部公民館でワークショップを開き、役員の悩みを分かち合い、解決することができた。他の公民館にも広げたい。
事務局	地域担当職員が情報を基に事業を進めている。子ども会活動の活性化をすることによって、地域の担い手を子どもたちも含めて育てることができないかということを考えており、今年度も継続して実施したい。
委員	ボランティア関連講座は、25年度の数值から、徐々に多くなっているが、何か大きな要因があったのか。とにかくボランティアは非常に重要であり、これだけ増加したことは良いことでもある。特に、託麻公民館で実施したボランティア講座が増えている。ボランティア関連講座が増えたことについて説明していただきたい。
事務局	公民館サポーターの募集をしたら、多くの地域住民の自主的な参加があり、館内清掃などの活動が増えてきて感謝している。今後も地域と一緒に公民館活動につなげていきたい。
委員	ボランティアを募集するときに、内容を具体的に示されていたことが良かったと思う。
委員	ボランティア関連講座の募集をする際に、何か工夫をされましたか。
事務局	除草や清掃が今までメインだったが、それに加えて、花を植えることによって、自分たちの手で地域の公民館を美しくすることが共感を得たのではないと思う。今後も募集の仕方はただ単純に作業をするだけでなく、そこに他の価値も満たすことができ、自分の実績が残せるような工夫をしていきたいと考えている。
委員	今まで、このように具体的な工夫は無かった。今後は、ボランティアの方にオンブズマンになってもらうことが大事なので、例えば、不足しているものは何かと投げかけるなどすると、取り組みの継続につながっていくので、挙げた提案を取り入れてステップアップさせると良い。
委員	ボランティアの方々が増えているのは、花を植えるということだけではなく、他にも増えた要因があると思う。
委員	以前、植木公民館は沢山の花が植えてあったが、最近見かけないので、託麻公民館に習ってやってもらいたい。草取り、花植えなど、複数名のボランティアの募集をしたらよいのではないかと。
事務局	草取りや花植えなどのボランティアについても、社会教育主事と相談し、検討していきたい。

委員	最近、企業誘致が集中しているようだが、北部公民館や西里分館のように、企業誘致の影響で分館ができたのか。それとも、人口の増加が影響しているのか。
事務局	北部には二つの分館がある。平成3年に合併があり、北部町が熊本市と一緒にになった。北部町自体にも当時から分館が二つあり、それを熊本市が引き継いだものである。熊本の企業誘致が分館の設置につながったとは聞いていない。また、人口増加が影響しているかどうかについては、家屋などの様々な都市開発があるため、そういう理由は考えられる。
委員	合併前から北部町には川上・西里・北部東小学校が3校区あり、当時、町教育委員会は、校区内に一つずつ公民館と体育館を作る計画があった。人口が増えているとかではなく、地域住民のために身近なところへ公民館を作ろうということになった。それが熊本市と合併したときにそのまま引き継いで北部公民館、西里分館、北部東分館として残っている。
委員	障がい保健福祉課と連携し、障がい者の社会参加に取り組んでほしい。
事務局	「障害者差別解消法」や、教育委員会・文部科学省で、学習の機会が規定されていることも踏まえて、生涯学習課でも対応していきたいと思う。
	<b>【報告】白川公園内複合施設整備事業（中央公民館建替）について</b>
事務局	<b>白川公園内複合施設整備事業（中央公民館建替）について</b>
委員	予算削減や合理的な管理運営の視点である指定管理制度は、公立公民館にそぐわないと考えている。学校教育はきちんと予算もつけて子どもたちの保障をしているが、成人の学習について民間に委託するというのはどうなのかと思う。管理委託の内容を拝見すると、公民館運営だけではなく老人福祉センター、テナント、公園と入っており、想定される指定管理者として手を挙げるのは、ほとんど民間企業しかありえないだろうと思う。生涯学習課長は、沖縄県の若狭公民館を見学したということだが、地域住民が参加して自主的にできるようなNPOとかは、これだと入れない状況ではないかと考えている。専門職については社会教育主事と図書館の司書の二人ということで、地域で一生懸命やっている民間企業やNPOの参入を阻んでいるのではないかと危惧している。民間企業に委託するメリットとしてノウハウを活用することがある。熊本とゆかりのない企業が入ってくることを想定しているのか。受講生の受益者負担を考えているのか。そしてまちづくりセンターと抱き合わせで今、公民館があるが、中央公民館については、地域担当職員の常設配置をしないのか。公民館運営審議会をどうするか。公民館運営審議会のあり方も検討する時期に来ている。

事務局	<p>先日、NPO 運営の若狭公民館へ行ってきた。若狭公民館は、情報の発信というテーマで、全国的に自分たちがやった成果などについて明確に打ち出してPRしていた。今回、広い範囲が指定管理になるので、当然ながら地域の団体が参入しづらいという話がある。県外の熊本にゆかりのない企業参入を除外する公募条件はできないと思う。地域の人たちが主になることはできないだろうなという認識は、私も持っている。連携、共同体でやって欲しいという思いもある。決して入口で地域のNPOを排除しているわけではない。様々な企業あるいはNPOに手を挙げてほしいと思っている。受益者負担については、中央公民館では利用料金制を取っておらず、あくまでも公設公民館の条例規則に沿った形で管理をしてもらうことになる。ある程度の低廉な価格で、参加者の負担がかからないようにすることが今回の指定条件になるので、仕様書のなかで明確にしたいと思う。まちづくりセンターの職員の配置は、中央公民館には行わない。公民館運営審議会の件については、今の形がいいのか、あるいは個別に公民館だけで審議会を開催したほうがよいという両方の考え方があると思う。現在、公民館の館長会議や社会教育主事会議を別に持っており、そのなかには指定管理の館長、社会教育主事に参加してもらうことは当然考えられる。公民館運営審議会、館長会議、社会教育主事会議については、中央公民館の指定管理の運営状況等を把握しながら、検討していきたい。</p>
委員	<p>民間の業者が入ってくることによって、徐々にサービスが薄まっていくような気がする。館内に苦情対応の窓口を設ける必要がある。また、具体的にどういった方たちが選定委員として入っているのか。</p>
事務局	<p>指定管理となると、なかなか苦情が言いづらい。苦情などを直接言えるようなものを施設に置いておかないといけないと思う。指定管理者が目安箱のようなものを置く、何かあった場合には市の担当課へ伝えるなど、明確にする必要がある。特に、今回は指定管理の施設が避難所に位置づけられるなど、役割は明確にされている。このことを踏まえ、地域と行政と指定管理の連携といったものがうまく回れば、苦情への対応につながるのではないかと考える。</p>
委員	<p>苦情対応だけでなく、定期的に定例会を開催し、集まった意見を集約し、問題点をお互いに確認し合い、対処する方法を考える仕組みを入れたほうが安心できる。</p>
事務局	<p>検討させていただく。</p>
事務局	<p>指定管理の選定委員会というのは局で組織するので、局長の他、関係課、庁外については専門的な知識をもった方を探している。公民館運営審議会や社会教育委員会議の委員から選ぶことも検討している。経営分野も見ていただきたいので公認会計士も考えている。</p>
委員	<p>地域のNPO法人や地域の団体とも協同しなければならない。障がい施設であることを、仕様書の評価項目などに入れてほしい。モニタリングにおいても必ず地域団体、障害者団体との会合を必ず設けなければいけないという部分を盛り込んで欲しい。</p>

事務局	まず、中央公民館の建設において障がい者の団体の方々に、手すりの高さやトイレ等の使用方法について事前に話を聞き、建物を建てる前に、現場を見ていただいたところである。仕様書は、ある一定の規格のなかで決まっているので様々な組み方もあると思う。あまりこれを突き詰めると指定管理者の候補でなく、地域のコミュニティーセンターのような地域の団体をお願いするということとなり、公募型でない仕組みになってしまう。委員の選定委員の中に障がい者の団体の外部委員を入れてほしいという件については、熊本市のルールに学識公認会計士等となっている。障がい者の団体等をどこまで取り込めるかというのは、これから検討することになる。
委員	ハード面についての話し合いが設けられ、大変感謝している。ソフト面においても話し合いの場を作って欲しい。モニタリングをするなど、反映される仕組みを作って欲しい。
委員	サービスの質の確保策について、仕様書上の質の確保が5つ書いてあるが、これだけで確保されていると理解していいのか。ここだから簡潔に書かれているのかという気がした。皆が気にしているのは指定管理者をお願いするとクォリティーが下がるのではないかとということである。具体的に質が担保できるのか。担保しているような事例が、熊本市あるいは市外を含めてあるのかどうか。
事務局	サービスの質の確保、いわゆる現状の直営方式と異ならないよう、質を維持するということが目的になるかと思う。荒尾の公立公民館の話であるが、荒尾市の公民館は民間業者が指定管理をしている。施設内では図書館が最も大きく、そこに公民館が併設され、星空観察会などを実施しており、サービス向上に繋げている。今後、サービス向上の確保のほか、これまで行政が直接やっていた業務を維持し、どういう形で取り組むのか、業者の選定、職員の配置あるいはモニタリング等、様々な仕様条件を前提にして、質の確保を図っていきたいと考える。
委員	モニタリングで、仕様書の進捗が改善されない場合にはどのように対応するのかを教えて欲しい。
事務局	モニタリングのなかで、仕様書どおりに実施しないと、協定違反あるいは解除ということになると思う。その後に損害が発生すれば、その補償を熊本市が請求するという内容になると思う。5年間の協定となるので、契約不履行と同様に考えられる。
委員	中央公民館を子ども会、婦人会、PTA、青少協などで使うときには減免だったが、お金を払うことになるのか。
事務局	中央公民館も、公民館条例のなかに含まれることとなるので、他の公民館同様使用料は減免になる。
委員	指定管理の選考では、選定条件などを十分に確認・準備しておき、書類選考の際には、財務表は公認会計士に書類をチェックしてもらい、プレゼンテーションでは音声で記録を残すなどして、各業者を見誤ることのないようお願いする。
事務局	音声記録の概念は無かった。指定管理の所管課は、資産マネジメント課になるため、当該課と協議し決めていきたい。
委員	中央公民館の青写真、イメージのようなものがあれば教えてほしい。図面、立体図のようなものは作成しているか。
事務局	設計は完了しており、建物などの敷地のなかでの位置は把握できており、レイアウト図も完成している状況である。

委員	中央公民館の位置や施設の詳細を詳しく聞きたい。
事務局	白川公園の敷地のうち、400 m <sup>2</sup> を中央公民館が占めることになり、位置は南側から北側が変わる。老人福祉センターの機能として、トレーニング室、カラオケなどの娛樂室、シャワー室を新たに設ける予定である。
委員	次回の公民館運営審議会までには、指定管理業者が決まると思うので、次回の開催時に、報告していただきたい。公民館運営審議会資料の委員名簿は、公民館条例で列挙されている順番で作成したほうが良いのではないか。
委員	人権を意識し、全ての人に共生という視点を持ちながら、相互理解につなげることができればと思う。
	<b>【議事終了】</b>
	<b>【閉会】</b>